

## 保護者が同伴しない場合の同意書（日本脳炎・13歳以上）

保護者が接種の場所に同伴しない場合は、予防接種の効果、予防接種後に起こりうる副反応や予防接種健康被害救済制度について、事前に理解していただく必要があります。

裏面の「日本脳炎予防接種について」をご覧ください、十分理解し、納得されたうえでお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、予診票と同意書の保護者自署欄に署名してください。（満16歳未満の者は、署名がなければ予防接種は受けられません。）

### 同意書

「日本脳炎予防接種について」の説明を読み、予防接種の効果や予防接種後に通常起こり得る主な副反応、まれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について理解し、子どもの病歴、健康状態、接種当日の体調等を考慮した上、接種することに同意します。

また、本様式が市に提出されることに同意します。

年 月 日

住所

---

緊急の連絡先

---

保護者自署

---

## 日本脳炎予防接種について（保護者が同伴しない場合）

### 保護者の同伴について

平成 17 年度から平成 21 年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者（平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者）で、13 歳以上（満 16 歳以上の者を除く）の者において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を保護者自署にて確認できた場合、同伴を要しないで接種することができます。保護者の方は、予診票を確認の上、裏面の同意書に必要事項を記載し、予診票とともに医療機関に持参してください。

### 1 日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接でなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10 日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年 6 月から 10 月まで続きますが、この間に、地域によっては、約 80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では予防接種を受けていない高齢者を中心に患者が発生しています。感染者のうち 100～1000 人に 1 人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は 20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

### 2 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

平成 23 年度からは、3 歳児に対する 1 期初回接種（2 回）、4 歳児への 1 期初回追加接種の積極的勧奨が再開されています。

### 3 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）の副反応

現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの添付文書によると、本剤の臨床試験において小児 123 例中 49 例（39.8%）に副反応が認められ、その主なものは発熱（18.7%）鼻漏（9.8%）注射部位紅斑（8.9%）であり、これらの副反応のほとんどは接種 3 日後までにみられたとされています。

なお、ショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎・脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病など重篤な副反応の発生も否定できません。

### 4 勧奨が差し控えられたお子さんに対する接種機会の確保について

予防接種施行令の政令改正（平成 23 年 5 月 20 日付け厚生労働省通知）により、平成 17 年度から平成 21 年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者（平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者）に対する日本脳炎に係わる定期の予防接種について 4 歳以上 20 歳未満とされました。

日本脳炎の予防接種のうち、4 回の接種を受けていないものに係わる残りの予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを受けることができます。また、全く接種していない者に係わる接種は、1 期初回（2 回）、1 期初回追加（1 回）と同様の接種をすることができます。4 回目の接種は 9 歳以上の者に対し接種することができます。

### 5 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。（国の審査会での認定が必要です。）

以上

藤沢市 健康づくり課 母子保健担当

電話 0466 (50) 3522